

## <本年度よりの主な変更点>

### 1. 申請、審査、選考日程に関する前年度からの変更点

#### ・審査方針の文言の一部改正について

特別研究員の審査方針について、審査員の検証を行っている本会学術システム研究センターより、現状の審査方針の文言では、論文数の多寡のみをもって評点を付すように、審査員に誤解される懸念があるとのご意見をいただきました。

上記のご意見を受けて、特別研究員ワーキンググループにて議論の上、誤解を避けるために一部文言の改正を行っております。

審査の方法の詳細については「選考方法」を参照してください。

「選考方法」の URL : [https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd\\_houhou.html](https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_houhou.html)

#### ・申請書様式の変更について

審査方針の文言の一部改正に合わせて、各資格の申請書様式についても項目名を修正しています。

平成 31 年度 (2019 年度) 採用分特別研究員の各資格への申請の際は、**必ず**新しい申請内容ファイルを本会 HP よりダウンロードして作成してください。旧様式を使用して申請された場合、様式の改変にあたりますので十分にご留意ください。

#### ・選考日程の一部改正について

昨年度までは、面接を免除して採用となる方についても、採用内定予定を経て 12 月の下旬頃に採用内定としておりましたが、採用経験者の方々より、採用内定となるまでの間に採用見込み証明書の発行ができないことで、保育園の申し込み等に不都合が生じているとのご意見をいただきました。

上記のご意見を受け、会内で検討した結果、今年度より面接を免除して採用となる方については 10 月の結果開示の時点で採用内定とし、結果開示時点から採用見込み証明書の発行を受け付けます。

### 2. 採用後の遵守事項等に関する前年度からの変更点

#### ・各種制限の緩和について

特別研究員については、これまで研究専念義務のもと、報酬受給の制限、海外渡航期間上限の制限および、インターンシップ参加の制限がありましたが、特別研究員採用者からの要望等を踏まえ、平成 30 年 4 月 1 日付けで、上記制限を一部緩和することといたしました。

なお、研究専念義務を緩和するものではありませんので、特別研究員の研究課題の研究遂行に支障が出ているのではないかと、という疑念を持たれないよう注意してください。緩和内容の詳細については以下の通知をご参照ください。

平成 30 年 4 月 1 日付け施行 各制限の緩和について (2018 年 1 月 19 日)

[https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd\\_keiji.html#180119\\_1](https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_keiji.html#180119_1)

なお、上記以外にも遵守事項は更新されることがありますので適宜ご参照ください。